

令和6年3月8日

保護者の皆様

保育課長

寝屋川市外の保育施設等を利用している児童に係る  
給食費無償化補助金の申請について

本市では、物価高騰の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減するため、本市に居住する児童の令和5年4月1日から令和5年3月31日までの保育所等における給食費について無償化を実施しております。本事業は、保護者の皆様が在籍施設に対して給食費を一旦お支払いいただいた後、寝屋川市に給食費無償化補助金の申請をいただくことで、実際に施設にお支払いされた給食費の金額を寝屋川市からお支払いいたします。

今般、第2回目の申請として、令和6年1月から3月までの補助申請を受付けいたしますので、申請手続きについてお知らせさせていただきます。

1 補助対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで

※今回の補助申請は、令和6年1月から3月まで分

2 申請対象者

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等、幼稚園、認可外保育所に通っている本市に居住する3歳児クラスから5歳児クラスの児童

※ 各月初日時点（月途中で入所された場合は入所日時点）で寝屋川市に住民票がある方が対象です。

※ 認可外保育所については、月極契約等、継続して利用する児童に限ります。

※ 満3歳児の1号認定（新1号認定）の児童を含みます。

### 3 手続きについて

以下の資料をご準備の上、直接窓口又は郵送で、保育課まで御提出ください。

ア 給食費無償化補助金交付申請書兼請求書

イ 給食費を支払いがわかる領収証の写し、給食費額が確認できる資料  
(園のパンフレットやHP等)

ウ 申請者(世帯主)の本人確認書類の写し

エ 補助金の振り込みを希望する口座通帳の写し  
(銀行名、支店名、口座名義、口座番号がわかるもの)

※ 詳細については別添資料を御参照ください。

※ 第1回目の補助金申請をした方で申請者・口座に変更がない場合は、  
ア、イのみ御提出ください。

### 4 提出締切日

令和6年4月26(金)まで

※郵送の場合、当日消印有効です。

572-8533

大阪府寝屋川市池田西町28番22号

寝屋川市こども部保育課

TEL : 072-812-2552 (直通)